

当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）該当ありません。
 当事業年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）該当ありません。

当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種 類	事業年度別	前事業年度 （平成22年4月1日～平成23年3月31日）			当事業年度 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株	式	1,455	77	70	1,744	55	150
債	券	26,757	245	77	67,924	784	139
	国債	25,105	238	75	65,857	773	49
	社債	1,652	6	1	2,066	10	90
外 国 証 券		2,229	30	0	895	—	4
そ の 他		807	73	18	468	25	29
合 計		31,250	427	166	71,032	865	324

減損処理を行った有価証券

前事業年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式243百万円であります。

また、有価証券の減損処理基準は以下のとおりであります。

- （1）事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄
- （2）事業年度末日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄のうち、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断した銘柄

当事業年度（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は該当ありません。

（追加情報）

従来、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、種類にかかわらず、発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮して、時価が著しく下落し、かつ回復可能性がないものと判断し減損処理を行っていましたが、当事業年度より、種類ごとに回復可能性を判断する基準を設け、この基準により減損処理の要否の検討を実施することとしております。これは、近年における株式等のボラティリティが急激に大きくなっている状況を鑑み、各期の経営成績をより適切に表示する観点から実施するものであります。この変更により、従来の方によった場合に比べて、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ13百万円増加しております。

● 金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託 該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

その他の金銭の信託 該当ありません。